

今回は、横芝都市計画における用途地域と都市計画道路の決め方の大まかな方針について説明します。

## 1：用途地域

用途地域は将来のあるべきまちの姿を実現するため、地域の性格を明確にすることで良好な地域環境を保全・育成し、適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とします。

用途地域の設定については、地区の人口密度や市街化の進行、優良農地の集団性などを考慮して行います。

横芝町においては、駅周辺、役場周辺、国道沿い、栗山地域など、既存市街地を住居系もしくは商業系で。リゾート地域の性格を持つ海浜部を住居系で。工業団地を工業系で。といったように用途地域指定考えています。

## 2：都市計画道路

都市計画道路は、町内の主要な自動車交通需要及び周辺市町村との広域的道路ネットワーク等を考慮し、円滑な交通網が実現できるよう路線を選定します。

選定方法としては、都市間を結ぶ主要幹線道路、幹線道路と一体となって地域内の道路網を形成する補助幹線道路等を決定します。

横芝町においては、長年の懸案だった町の南北を結ぶ骨格道路を整備し、国道126号と共に南北と東西の軸とします。その2路線を軸に、その他数路線の都市計画決定を考えています。



## 建築物の中間検査の実施について

千葉県では、建築基準法の改正に伴い、中間検査を実施することになりました。

対象は、分譲住宅、長屋、共同住宅、児童福祉施設等の階数や面積が一定規模以上の建築物で、平成12年3月1日以降に確認申請書を出したものとなります。

安全な建物は、工事が適正に行われる必要があります。安全で安心な住まいづくりのためには、工事完了時の検査はもちろんのこと、中間検査も大変重要です。

上記についてのお問い合わせは、  
山武土木事務所建築班（☎0475-54-1133）、または  
千葉県都市部建築指導課（☎043-223-3181）までお願いします。

心をつなぐまち  
シリーズー横芝町のまちづくりー  
No.22